

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）について

～現場から空を青くするために～

オフロード車とは

公道を走行しない特殊な構造の作業車（油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト等）です。オンロードのトラック等と違い、エンジンが高負荷・高回転で連続使用される頻度が多いことが特徴です。



油圧ショベル



ブルドーザ



フォークリフト



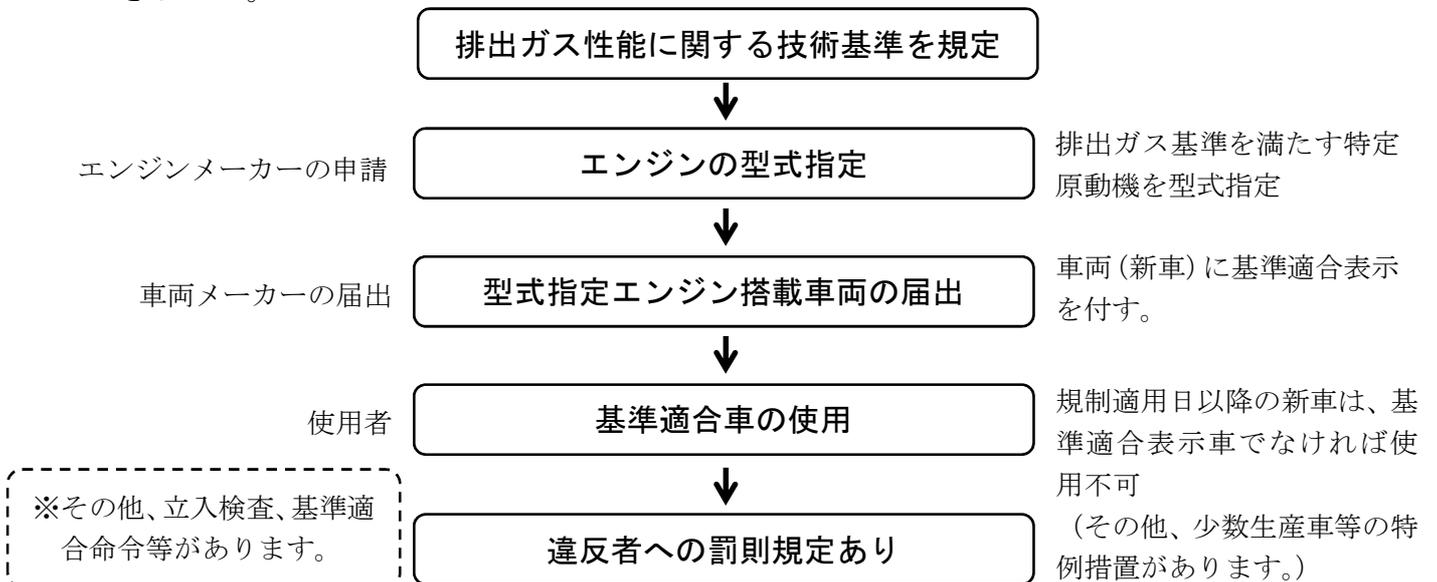
普通型コンバイン

※オフロード車の種類（例）

- ①建設機械：油圧ショベル、ブルドーザ、ロード・ローラ、クローラ・クレーン
- ②産業機械：フォークリフト
- ③農業機械：普通型コンバイン、一部の農耕トラクタ

オフロード法の規制の枠組み

規制適用日以降の新型車は、排出ガス基準を満たす基準適合表示を付したものでなければ使用できません。



【表示の例】



- ・ガソリン又はLPGを燃料とし、基準に適合するもの
- ・軽油を燃料とし、2006年基準に適合



- ・軽油を燃料とし、2011年基準による型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するもの



- ・軽油を燃料とし、2014年基準に適合するもの

※基準適合表示は3種類、少数特例表示は5種類あります。

【規制の適用開始日】

○ガソリン・液化石油ガスを燃料とするオフロード車

定格出力が 19 k W以上 560 k W未満	平成 19 年 (2007 年) 10 月 1 日 (継続生産車及び輸入車は平成 20 年 9 月 1 日)
--------------------------	---

○軽油を燃料とするオフロード車

定格出力が 19 k W以上 37 k W未満	平成 19 年 (2007 年) 10 月 1 日 (継続生産車及び輸入車は平成 20 年 9 月 1 日)
定格出力が 37 k W以上 56 k W未満	平成 20 年 (2008 年) 10 月 1 日 (継続生産車及び輸入車は平成 21 年 9 月 1 日)
定格出力が 56 k W以上 75 k W未満	平成 20 年 (2008 年) 10 月 1 日 (継続生産車及び輸入車は平成 22 年 9 月 1 日)
定格出力が 75 k W以上 130 k W未満	平成 19 年 (2007 年) 10 月 1 日 (継続生産車及び輸入車は平成 20 年 9 月 1 日)
定格出力が 130 k W以上 560 k W未満	平成 18 年 (2006 年) 10 月 1 日 (継続生産車及び輸入車は平成 20 年 9 月 1 日)

※継続生産車：規制の適用開始日前に製作したオフロード車と同一の型式のオフロード車

 **オフロード車による大気汚染を防止するために** 

オフロード車は使用状況（使用燃料、点検整備、運転・使用等）によって排出ガスの性状が変わることがありますので、次の項目に取り組んでください。

○使用燃料

オフロード車のメーカーが推奨する燃料（ガソリンスタンド等で販売されている燃料）を使用してください。

○点検整備

以下の点検及び必要な整備を実施し、排出ガスの性状が悪化しないように努めてください。

- ・ 定期検査
- ・ 日常点検

○運転・使用等

以下の項目の実施に努めてください。

- ・ 急発進・急加速・急操作を行わない。
- ・ 不要な空ぶかしを行わない。
- ・ 停止の際はアイドリングストップを励行する。
- ・ 作業効率の良い作業手順で作業する。
- ・ 負荷のかけすぎとなるような作業を行わない。



※窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）は、大気汚染の原因物質であり、呼吸困難や気管支炎等の健康に与える影響が懸念されています。これらの大気汚染物質の発生に関して、オフロード車からの排出ガスが大きな割合を占めています。

お問い合わせは、愛知県環境局環境政策部水大気環境課、東三河総局又は県民事務所の環境保全課まで御連絡ください。

○愛知県環境局環境政策部水大気環境課の連絡先

電 話：052-954-6215 FAX：052-961-4025

E-mail:mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/tokuteitokusyujidousya.html>